

所管部課名	商工観光部 商工政策課		担当者	坂上 勝利				
事務事業名	中小企業振興費 企業支援事業費							
根拠法令	創業・チャレンジ支援補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成30年度 予算額	2,100 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	2,100 千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助金の交付件数		20		平成35年度			
成果指標②	雇用保険被保険者数		25,000		平成35年度			
補助対象者	新規起業や事業拡大を図るための資金の融資を受けた、本市の区域内において事業を営む中小企業者							
補助対象経費	交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間において、支払った利子額。 融資日から最初の12月31日までの間に、支払った当該資金に対する保証料額。							
補助対象事業・活動の内容	●利子補助：借入金額1千万円まで、補助率100％（融資日の翌月から3年） ●保証料補助：借入金額500万円まで、補助率100％（初年度のみ）							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方		■その他				
補助金額又は補助率	補助率100％（ただし、1千万円以内が補助対象）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業（団体）等の経過を去ける年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0％	0	0.0％	0	0.0％
		会費収入		0.0％		0.0％		0.0％
		事業収入		0.0％		0.0％		0.0％
		寄付金・その他助成		0.0％		0.0％		0.0％
		市補助金	1,926,600	100.0％	1,473,000	100.0％	1,837,100	100.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
		（前年度繰越金）		0.0％		0.0％		0.0％
	支出	計	1,926,600	100.0％	1,473,000	100.0％	1,837,100	100.0％
		事業費	1,926,600	100.0％	1,473,000	100.0％	1,837,100	100.0％
		人件費		0.0％		0.0％		0.0％
		その他事務費		0.0％		0.0％		0.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
		（翌年度繰越金）		0.0％		0.0％		0.0％
		計	1,926,600	100.0％	1,473,000	100.0％	1,837,100	100.0％
		支出計/前年度支出計			76.5％		124.7％	
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金	0.0％		0.0％		0.0％		
	交付件数		18		14		17	
	成果指標の推移①		18		14		17	
	成果指標の推移②		24,356		24,503		25,157	
特記すべき事項等	【前回評価】平成27年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・同一事業者に偏らないよう申請条件等を見直し、多くの事業者へ需給の機会が得られるよう検討されたい。 ・地域成長戦略対策利子補助金との類似性が見受けられることから、補助の内容、対象を見直されたい。							
	【前回評価への回答】 ・商工会議所・商工会の他、市内金融機関へも本補助制度を周知し、多くの事業者へ機会がいきわたるように努めている。							
	【事業のPR方法】ホームページや商工会議所等への周知を行っている。							
	【費用対効果】起業者や新規事業を取り組む者への支援を行うことで、本市産業の活性化が期待できる。							
	【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	創業等の資金借り入れに対する補助であり、市内における創業の促進を図ることに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	創業等への投資に対する負担軽減に寄与し、経営の安定に効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	事業者の資金借り入れに対する利子、保証料であり、補助により行うことが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	該当資金の融資額の上限を設けており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	借入から3年を上限としており、また支払った利子額に対する補助となるため、固定的な補助にならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化、雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	創業のための投資に対する負担軽減手段として妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 《上記方向の理由》 創業や事業拡大を図る目的のため、今後も必要な補助である。今後補助割合等について見直しを行う。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
			《まとめ》

○薩摩川内市創業・チャレンジ支援補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 30 日

告示第 146 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、創業・チャレンジ支援補助金（以下「支援補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者等が、創業支援資金等の融資を受けた場合において、当該中小企業者等の負担を軽減し、もって本市中小企業の事業転換の推進や新たな中小企業者の発掘を図るため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において支援補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業支援資金等 鹿児島県が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和 47 年鹿児島県告示第 1218 号）の規定により融資する資金のうち、創業支援資金、新事業チャレンジ資金及び商店街活性化資金

(2) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、前号に規定する創業支援資金等の融資を受ける資格を有するもの

イ 商店街全体の振興のために運営されている組合

ウ 新たに事業を行うもの

(3) 取扱金融機関 創業支援資金等の融資事務を取り扱う市内の金融機関をいう。

(支援補助金の交付)

第 4 条 市長は、本市の区域内において事業を営む、又は、これから事業を営もうとする中小企業者等が創業支援資金等の融資を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者等に対し、支援補助金を交付する。

(支援補助金の区分及び交付期間)

第 5 条 支援補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間交

付する。

(1) 利子補助金 創業支援資金等の融資を受けた日（以下「融資日」という。）の属する月の翌月から起算して3年（以下「交付期間」という。）を限度とする。

(2) 保証料補助金 融資日から起算して最初の12月31日までを限度とする。

（支援補助金の額）

第6条 支援補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 利子補助金の額 交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間（以下「計算期間」という。）において、創業支援資金等の融資を受けた中小企業者等（以下「補助対象者」という。）が当該創業支援資金等（融資額1,000万円を限度とする。）を償還する場合に取扱金融機関に対して支払う利子（創業支援資金等に係る融資利率により算出する利子で、交付期間中に支払うものをいい、延滞利息は含まない。以下同じ。）の合計額をいう。

(2) 保証料補助金の額 創業支援資金等（融資額500万円を限度とする。）の融資を受けた場合の初年度の信用保証料で、交付期間中に支払うものをいう。

2 前項各号に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

（支援補助金の交付申請）

第7条 支援補助金の交付を受けようとする補助対象者は、融資日の翌日から起算して1箇月以内に、創業・チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、薩摩川内市をその地区とする商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出しなければならない。

(1) 取扱金融機関が創業支援資金等の融資に際し補助対象者に発行した手形、証書等創業支援資金等の融資金額、融資利率、償還期間、償還方法等その事実を証する書類

(2) 創業支援資金等に係る償還計画書

(3) 信用保証料の事実を証する書類

(4) 市税の滞納がない旨の証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 商工会議所等は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当で

あると認めるときは、交付申請書に創業・チャレンジ支援補助金交付に係る推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

（支援補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請書及び推薦書を受理したときは、その内容を審査し、支援補助金を交付することが適当であると認めるときは、創業・チャレンジ支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。この場合において、支援補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支援補助金の請求）

第9条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、支援補助金の交付を請求しようとするときは、利子補助金の計算期間満了後2箇月以内（当該計算期間中に交付期間が満了する月があるときは当該月の翌月中）に、創業・チャレンジ支援補助金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、商工会議所等を経て、市長に提出しなければならない。

（1） 当該期間中における利子及び保証料の支払状況を証する書面

（2） 決定通知書の写し

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援補助金の交付）

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該補助対象者に支援補助金を交付するものとする。

（調査）

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者の創業支援資金等に係る利子及び保証料の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は利子補助金及び保証料補助金の返還）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 支援補助金の交付決定の際に付した市長の条件に違反したとき。

（2） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

（3） 創業支援資金等に係る利子の支払を3箇月以上遅延しているとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第 13 条 この支援補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第 14 条 支援補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

(効果の測定)

第 15 条 支援補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、償還計画に対する償還の実績及び保証料支払い実績その他中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用除外)

2 この告示は、施行日以後の創業支援資金等の融資に係る支援補助金について適用し、同日前の創業支援資金等の融資に係る支援補助金については、薩摩川内市中小企業対策利子補助金交付要綱（平成 16 年薩摩川内市告示第 79 号）の規定による。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日告示第 88 号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入		計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金		事業費		その他		
1	創業・チャレンジ支援補助金申請者(17件)	1,837,100		1,837,100	1,837,100			1,837,100	融資の利子額
2				0	0			0	
3				0	0			0	
4				0	0			0	
5				0	0			0	
6				0	0			0	
7				0	0			0	
8				0	0			0	
9				0	0			0	
合計		1,837,100	0	1,837,100	1,837,100	0	0	1,837,100	